

社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会 指定訪問介護事業 飯綱町社協ヘルパーステーション 運営規程

(事業目的)

第1条 社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会が運営する指定居宅介護サービスに該当する指定訪問介護事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。

(指定訪問介護運営の方針)

第2条 指定訪問介護事業にたずさわる介護員は、高齢者等の心身の特性を踏まえて、健全な日常生活がおくれるよう、生活の質の確保を重視した居宅での介護及び生活を支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 : 飯綱町社協ヘルパーステーション

(2) 所在地 : 長野県上水内郡飯綱町大字倉井2907番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 指定訪問介護事業に従事する者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管 理 者 : 1名

従事者及び業務の管理を一元的に行うため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) サービス提供責任者 : 2名以上

利用の申し込みに係る調整、居宅介護支援事業者との連携、訪問介護計画作成に係る業務の他サービス内容の管理について必要な業務、訪問介護員等への指示、業務管理及び技術指導等を行うものとする。

(3) 訪問介護員等 : 常勤換算2.5人以上

訪問介護員等とは、介護福祉士又は法第7条6項に規定する厚生労働省令で定める者をいい、指定訪問介護及び通院等のための乗車又は降車介助の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 指定訪問介護事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 : 月曜日から日曜日まで。

(2) 営業時間 : 午前6時00分から午後10時00分まで。

(訪問介護サービスの提供方法)

第6条 訪問介護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者よりサービスの申し込みがあった場合は、要介護認定の申請が行われているかを確認し、申請のあった場合はケアプランどおりのサービスを提供するものとする。また、申請が行われていなかった場合は、利用者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるように、必要な援助を行うものとする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅等で利用者の身体介護に関すること

1. 入浴の介助及び清拭
2. おむつ交換及び着替え
3. 爪きり、耳そうじ
4. 排泄、歩行の介助
5. 食事の介助
6. 通院等の介助
7. 洗髪、足浴、手浴
8. 服薬の管理
9. リハビリテーション

その他自立支援に必要と認められること

- (2) 居宅等で利用者の生活（家事）援助に関すること

1. 調理
2. 掃除
3. 洗濯
4. 買物

その他自立支援に必要と認められること

- (3) 通院等のための乗車又は降車介助

(利用料その他の費用)

第8条 指定訪問介護に係る利用料の額については、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた額とする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域において訪問介護を行う場合は、町境から1kmにつき50円の交通費を徴収する。
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に対しサービスの内容及び、費用についての説明を行い、利用者の同意を得る。
- 4 あらかじめ、定めた期日までに利用者からの利用料又はその一部の支払いがなく、その後の請求にも係らず、正当な理由なく支払いに応じない場合は、当該サービスの提供について停止をする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 指定訪問介護の通常の実施地域は飯綱町内とする。ただし、利用希望があり対応可能な場合は、この限りではない。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定訪問介護実施中に、利用者の状態が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、緊急連絡先、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

主治医、緊急連絡先等に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 訪問介護員等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及びサービス提供責任者に報告する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者への虐待防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

2 事業所は、サービス提供中に従業者又は擁護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

(秘密保持義務)

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持する義務があるも

のとする。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約に明記し確認の上、書面で誓約する。

(ハラスメントの対策)

第14条 事業所は、カスタマーハラスメントの防止及び発生時の対応については、ハラスメントの防止に関する規程に添い、必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 指定訪問介護を実施するにあたり、社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上のための研究・研修の機会を設け、また業務体制の確保を図る。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らしてはならない。又、従業者でなくなった後においても、引き続き同項に規定する義務を負う。
- 3 利用者等の情報を用いる場合は、利用者・家族等の同意を、あらかじめ文書により得る。
- 4 提供した指定訪問介護に係る、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。
- 5 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会と管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年9月1日より適用する。

この規程は、平成24年5月1日より施行する。

この規程は、平成25年6月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年7月1日より施行する。

この規程は、令和7年10月1日より施行する。

この規程は、令和8年10月1日より施行する。